

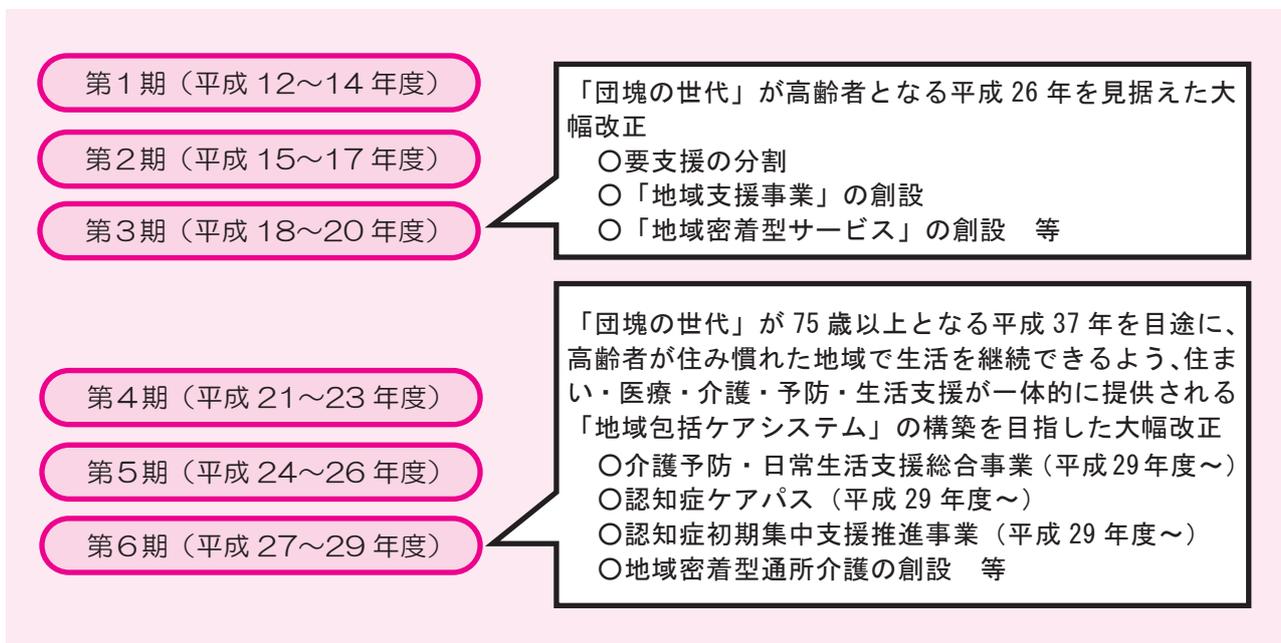
第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、当時予想された超高齢社会を見据え、社会全体で介護が必要な高齢者を支えるために創設され、平成12年度（2000年度）にスタートしてから、16年が経過し、国は高齢者福祉施策・介護保険制度の見直しを繰り返してきました。

平成27年度からの第6期介護保険事業は、「地域包括ケアの推進」を中心に大幅な制度改革が行われ、体制整備のための移行期間として位置づけられました。

■ 第6期までの介護保険事業計画の経緯 ■



「日南市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」においては、これまでの経緯を踏まえ、「地域で見守り・支える、活力ある生涯現役のまちづくり」を基本理念として、地域包括ケアを進めるべく取り組んできました。

「日南市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」においては、第6期計画に掲げた理念を継承しながら、「地域福祉」について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域づくり、人づくり」を踏まえ、すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていくため、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画として、両計画を一体的に策定します。

なお、平成20年4月に老人保健法（昭和57年法律第80号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、40歳以上の保健事業は健康増進法（平成14年法律第103号）に移行しましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健福祉計画の内容も含むものとします。

3 他計画との整合性

本計画は、「日南市重点戦略プラン」をはじめ、「日南市地域福祉推進計画」、「健康にちなん21（第二次）」、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」さらには、「日南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との整合を図ります。

4 計画の期間

「日南市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を一期とする第7期計画とします。

■ 計画期間 ■

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	平成 35年度 (2023)	平成 36年度 (2024)	平成 37年度 (2025)	平成 38年度 (2026)
第6期計画			<2025年までの見通し>								
			第7期計画			第8期計画			第9期計画		

5 第7期介護保険事業計画のポイント

第7期介護保険事業計画のポイントは、以下のとおりです。

(1) 地域包括ケア「見える化」システムの活用

介護・医療関連情報を共有（「見える化」）するための介護・医療関連計画の策定・実行を総合的に支援するための情報システムである地域包括ケア「見える化」システムの目的と機能は以下に示すとおりです。

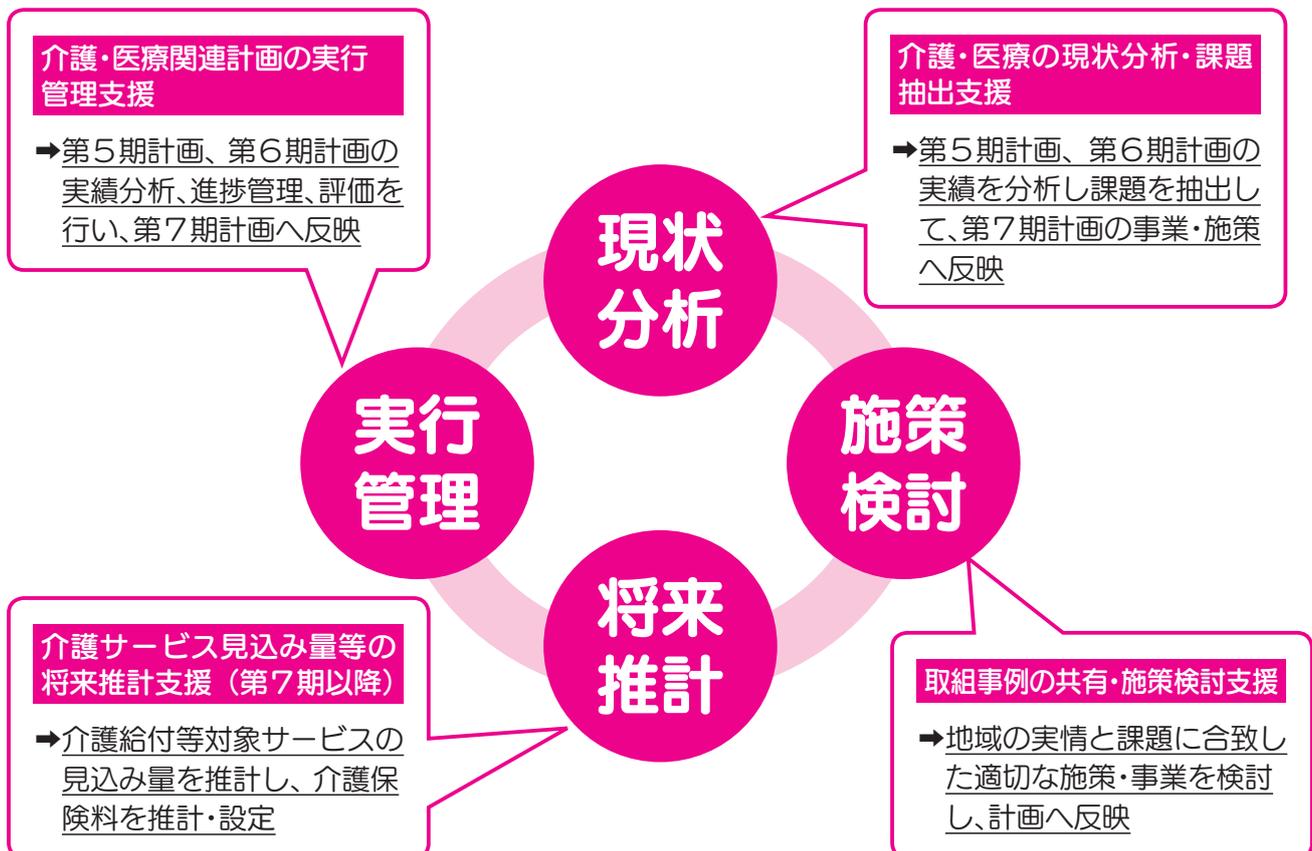
地域包括ケア「見える化」システムの目的

- ◆介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援
- ◆課題抽出や、取組事例等を参考にすることによる適切な施策検討
- ◆行政関係者の情報、課題意識や検討状況を共有し連携を促進
- ◆人事異動による影響を補完し、継続性のある施策を実行
- ◆地域関係者間での取組共有により地域包括ケアシステムの構築を推進

地域包括ケア「見える化」システムの機能

- ◆介護・医療の現状分析・課題抽出支援
- ◆課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援
- ◆介護サービス見込み量等の将来推計支援
- ◆介護・医療関連計画の実行管理支援

第7期計画の策定にあたっては、システムを活用して以下のような内容で「現状分析」、「施策検討」、「将来推計」、そして「実行管理」の各段階での内容整備を行います。



(2) 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の活用

平成29年4月に導入した総合事業を通して、地域福祉の枠組みである「自助」、「互助」、「共助」による住民活力を活かし、結果として「要介護1、2の維持率向上」による中重度者の適正化、認知症や身体介助等、専門的な介護に介護従事者が集中できる環境づくり等を目指す必要があり、今後、総合事業を円滑に進めるため、「地域包括支援センター」を核に関連団体及び地域住民と連携を図りながら取り組みます。

(3) 介護福祉人材の確保

今後、総合事業を効率的かつ実効性のあるものにしていくためには、要支援者等の対象者の総合事業へのシフトに対応した専門職の確保は欠かせないものであり、重点的に進める必要があります。

平成27年12月22日に「全国介護保険・高齢者保健福祉担当者会議」が開催され、同年11月26日に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」のうち、「『介護離職ゼロ』に直結する緊急対策」と介護保険事業計画との関係等が示されました。ここで示された基本コンセプトは、以下のように地域包括ケアシステムの構築に向けて必要となる「介護サービスの確保」を図るとともに、「働く環境改善・家族支援」を行うことで、十分に働ける方が家族の介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、希望する方が働き続けられる社会の実現を目指すとなっています。

「介護サービスの確保」対策の方向性

- 在宅・施設サービス等の整備の充実・加速化
 - ・都市部を中心とした在宅・施設サービス等の整備の加速化、規制緩和
- 介護サービスを支える介護人材の確保
 - ・上記の整備前倒しに伴い介護人材を追加確保
 - ・介護者の負担軽減に資する生産性向上

「働く環境改善・家族支援」対策の方向性

- 介護サービスを活用するための家族の柔軟な働き方の確保
 - ・介護休業の分割取得等により介護休業が活用しやすくなるよう介護休業制度の見直し
 - ・介護休業給付率引上げに向けた取組
 - ・仕事と介護が両立しやすい職場環境に向けた支援モデルの普及・展開、企業への導入支援
 - ・長時間労働の是正やフレックスタイム制度の見直し等
- 働く家族等に対する相談・支援の充実

第6期介護保険事業計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据えた中長期的なサービス給付・保険料の水準推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた「地域ケア計画」としての位置づけ等がなされ、当該計画期間以降を視野に入れた計画策定が行われました。

第7期介護保険事業計画についても、第6期計画と同様の方針に基づき、第8期、第9期を見据えて段階的に取組を進めていく必要があります。

業務を進めるにあたっては、高齢者や家族への調査分析や地域包括ケア「見える化」システムの具体化等を通して、日南市版総合事業への活用等「日南らしさ」を前面に出した計画づくりに取り組みます。

(4) 医療・介護の連携の推進等

医療と介護の連携については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」における平成30年度からの介護保険制度改正の方向性の中では、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」の創設（施設サービスへの追加）【介護保険法、医療法等の改正】があげられています。

また、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36年3月31日まで）することとなっており、本計画においては、上記の視点を踏まえた医療と介護の連携について検討を行います。

6 高齢者保健福祉計画のポイント

(1) 高齢者保健福祉と介護保険制度

今後の高齢者保健福祉計画においては、各事業を精査しつつ第7期介護保険事業計画と整合性を図りながら策定を進めていく必要があり、本計画は、介護保険制度による「介護保険地域包括ケア体制」の確立・具体化・実行という動きに合わせて現行の計画をより発展させる形で計画づくりを行います。

(2) 自助・互助及び介護予防の観点からの社会参加の促進

今後、ますますひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加していくことが予測されるなか、こうした高齢者がいつまでも社会・地域とつながりを持ちながら、いきいきと暮らしていけること、身近な地域活動等への社会参加を促進していくことが、介護予防の観点からだけでなく、高齢者自身の自己実現・生きがいづくりや地域における互助体制づくりの観点からも極めて重要になってくるものと考えます。

そのため、本計画では、現行計画の進捗状況の整理を通じて、各事業の課題等を浮き彫りにし、新たな展開を含め施策内容の充実を図ります。

■ 介護予防の観点からの社会参加のイメージ ■



(3) 平均寿命から健康寿命へ

平均寿命も大切な指標の一つですが、元気な高齢者・活気ある地域づくりという視点では“健康寿命”という考え方も重要であり、今後いかに健康寿命を延ばしていくかが、市全体で取り組むべき課題だと考えています。

本計画においては、先にみた自助・互助及び介護予防の観点から「社会参加の促進」が健康づくりにつながり、結果として「健康寿命」の延伸に結びつく流れを計画に盛り込みます。

(4) 先を見据えた地域包括ケア

これまでの福祉サービスは、高齢者、子ども、障害者等対象ごとに充実してきましたが、さまざまな分野の課題が絡み合って複雑化したり、世帯ごとに複数の課題を抱えたり、といった状況がみられます。

こうした課題に対して、地域全体で支える力を再構築することが求められると同時に、支援のあり方としても、対象者の状況に応じて、分野を問わず包括的に相談・支援を行う新しい福祉のまちづくりを目指す必要性が高まっています。

本計画では、“地域共生社会”の実現も視野に入れながら、実効性のあるシステム構築に向けた検討を行います。

■「地域共生社会」実現の全体像イメージ ■

◆厚生労働省では、“「我が事・丸ごと」地域共生社会本部”を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけるとともに、今後まずは平成29年度の介護保険法の改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定等に向け、部局横断的に幅広く検討を行うとしています。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ

我が事・丸ごとの地域づくり

- ◇住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ◇市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ◇地域づくりの総合化・包括化（地域支援事業の一体的実施と財源の確保）
- ◇地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化 等

サービス・専門人材の丸ごと化

- ◇公的福祉サービスの総合化・包括化（基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備）
- ◇専門人材のキャリアパスの複線化（医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大） 等

（「地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」厚生労働省 平成28年7月15日より）

7 計画策定の体制

